

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

日本運送株式會社定款

第一章 總則

- 第一條 當會社ハ日本運送株式會社ト稱ス
- 第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 一、運送業
 - 二、運送取扱業
 - 三、各種保險ノ代理業
 - 四、前各條ニ關スル一切ノ業務
- 第三條 當會社ハ本店及支店ヲ東京市ニ置ク
- 第四條 當會社ノ資本總額ヲ金參拾五萬圓トス
- 第五條 當會社ノ公告ハ三日間本店ノ店頭ニ揭示ス

第二章 株式

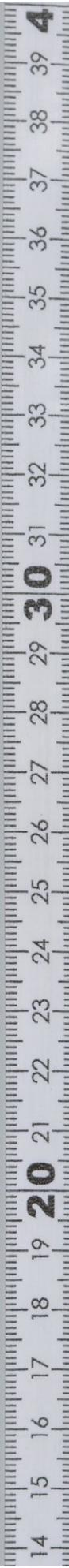
- 第六條 當會社ノ株式ハ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トシ普通株五千株第壹新株貳千株トス株式ノ種類ハ壹株券、五株券、拾株券、壹百株券ノ四種トス
- 第七條 第壹新株ハ利益配當ニ付キ年六朱迄普通株優先スルモノトス配當スベキ利益金ガ優先株ニ對シ年六朱ノ配當ヲナシ且ツ普通株ニ對シ年六朱迄ノ配當ヲナシ尙ホ餘利アルトキハ之ヲ優先株及普通株ニ對シ同率ニ配當スルモノトス
- 第八條 株券ノ名義書換ヲ爲サントスル時ハ當會社所定ノ要式ニヨリ當會社取締役會ノ承認ヲ經ルモノトス
- 第九條 株券ヲ損傷シ又ハ株券分合ノ爲メ新株券ノ交附ヲ求メントスル時ハ其ノ株券ト共ニ當會社所定ノ要式ニヨリ請求書ヲ提出スルモノトス
- 第十條 株券ヲ紛失シ其ノ再交附ヲ求メントスル時ハ所定ノ要式ニヨリ其ノ事由ヲ疏明シ之ヲ請求スルモノトス
- 前項ノ場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ三日間其ノ旨ヲ公告シ更ニ參拾日ヲ經テ之ヲ發見セサル時ハ新株券ヲ交附スルモノトス但シ紛失シタル株券ニ對シ異議ノ申立アル時ハ除權解決ヲ得ルニアラサレハ當會社ハ新株券ヲ交附セサルモノトス
- 第十一條 當會社ノ株主ハ當會社所定ノ要式ニヨリ其ノ住所氏名及印鑑ヲ届ケ置クモノトス

之ヲ變更シタル時亦同シ

- 第十二條 相續遺贈又ハ法律ノ規定ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ當會社所定ノ要式ニ依リ之ヲ届ケ出ツルモノトス

- 第十三條 株券ノ名義書換及種類交換ノ請求ニ對シテハ左ノ手数料ヲ申受クルモノトス
- 一、名義書換ノ場合ハ壹通ニ付金拾錢
 - 二、株券ノ再交附又ハ種類交換ノ場合ハ壹通ニ付金五拾錢

- 第十四條 當會社カ株主ニ發スル公告又ハ催告ハ其ノ届出アリタル住所ニ之ヲ送付ス
- 第十五條 當會社ハ毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄株券ノ名義書換ヲ停止ス



第二章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トシ普通株五千株第壹新株貳千株トス株式ノ種類ハ壹株券、五株券、拾株券、壹百株券ノ四種トス

第七條 第壹新株ハ利益配當ニ付キ年六朱迄普通株優先スルモノトス配當スベキ利益金ガ優先株ニ對シ年六朱ノ配當ヲナシ且ツ普通株ニ對シ年六朱迄ノ配當ヲナシ尙ホ餘利アルトキハ之ヲ優先株及普通株ニ對シ同率ニ配當スルモノトス

第八條 株券ノ名義書換ヲ爲サントスル時ハ當會社所定ノ要式ニヨリ當會社取締役會ノ承認ヲ經ルモノトス

第九條 株券ヲ損傷シ又ハ株券分合ノ爲メ新株券ノ交附ヲ求メントスル時ハ其ノ株券ト共ニ當會社所定ノ要式ニヨリ請求書ヲ提出スルモノトス

第十條 株券ヲ紛失シ其ノ再交附ヲ求メントスル時ハ所定ノ要式ニヨリ其ノ事由ヲ疏明シ之ヲ請求スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ請求者ノ費用ヲ以テ三日間其ノ旨ヲ公告シ更ニ參拾日ヲ經テ之ヲ發見セサル時ハ新株券ヲ交附スルモノトス但シ紛失シタル株券ニ對シ異議ノ申立アル時ハ除權解決ヲ得ルニアラサレハ當會社ハ新株券ヲ交附セサルモノトス

第十一條 當會社ノ株主ハ當會社所定ノ要式ニヨリ其ノ住所氏名及印鑑ヲ届ケ置クモノトス

之ヲ變更シタル時亦同シ

第十二條 相續遺贈又ハ法律ノ規定ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ當會社所定ノ要式ニ依リ之ヲ届ケ出ツルモノトス

第十三條 株券ノ名義書換及種類交換ノ請求ニ對シテハ左ノ手數料ヲ申受クルモノトス
一、名義書換ノ場合ハ壹通ニ付金拾錢

二、株券ノ再交附又ハ種類交換ノ場合ハ壹通ニ付金五拾錢

第十四條 當會社カ株主ニ發スル公告又ハ催告ハ其ノ届出アリタル住所ニ之ヲ送付ス

第十五條 當會社ハ毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄株券ノ名義書換ヲ停止ス

臨時株主總會ノ公告ヲ發シタル時ハ其ノ翌日ヨリ前項ノ規定ヲ適用ス

第三章 株主總會

第十六條 株主總會ハ定時及臨時ノ二種トス

定時株主總會ハ毎年五月ニ之ヲ開キ、臨時株主總會ハ取締役又ハ監查役ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ法律ノ規定ニ依リ株主ノ請求アリタル時之ヲ開ク

第十七條 株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第十八條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得、但シ代理人ハ當會社ノ株主タルヲ要ス

第三章 株主總會

第十六條 株主總會ハ定時及臨時ノ二種トス

定時株主總會ハ毎年五月ニ之ヲ開キ、臨時株主總會ハ取締役又ハ監查役ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ法律ノ規定ニ依リ株主ノ請求アリタル時之ヲ開ク

第十七條 株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第十八條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得、但シ代理人ハ當會社ノ株主タルヲ要ス

第十九條 株主總會ノ議長ハ社長又ハ常務取締役之ニ任ス

若シ社長又ハ常務取締役差支アル時ハ他ノ取締役之ヲ代行ス

第二十條 株式總會ノ議事ハ法律ニ別段ノ定メアル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

第二十一條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ議長及出席株主貳名以上署名又ハ調印シテ之ヲ當會社ニ保存ス

第四章 役員

第二十二條 當會社ノ取締役ハ七名以内トシ監查役ハ五名以内トス

第二十三條 取締役ハ壹百株以上ヲ監查役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十四條 取締役ノ任期ハ參ケ年トシ監查役ノ任期ハ貳ケ年トス

第二十五條 取締役監查役ノ任期ハ其ノ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會終結ニ至ル迄之ヲ伸長スルモノトス

第二十六條 取締役ハ在任中自己所有ノ當會社株式壹百株ヲ監查役ニ供託スルモノトス

第二十七條 取締役又ハ監查役ニ缺員アルモ法定員數ヲ缺カス且業務ニ差支ナキ時ハ補缺選任ヲ行ハサルコトヲ得

第二十八條 補缺選任ニ當選シタル取締役及監查役ノ任期ハ前任者ノ任期間トス

第二十九條 取締役會ハ社長壹名常務取締役貳名ヲ互選社長ハ會社諸般ノ業務ヲ統轄シ常務取締役ハ社長ヲ補佐シ事務ヲ處理ス

第三十條 取締役會ノ決議ニ依リ顧問相談役又ハ支配人ヲ置クコトヲ得

第三十一條 監查役ノ互選ヲ以テ常任監查役壹名ヲ置クコトヲ得

第三十二條 取締役及監查役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム

第五章 計算

第三十三條 當會社ハ毎年四月末日ヲ以テ計算期トス

第三十四條 當會社ノ損益計算ハ每期總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ之ヲ左ノ順次ニ依リ處分ス

一、法定積立金

二、役員賞與金

三、使用人退職慰勞積立金

四、株主配當金

第十三條 株券ノ名儀書換及種類交換ノ請求ニ對シテハ左ノ手數料ヲ申受クルモノトス
一、名儀書換ノ場合ハ壹通ニ付金拾錢

二、株券ノ再交附又ハ種類交換ノ場合ハ壹通ニ付金五拾錢

第十四條 當會社カ株主ニ發スル公告又ハ催告ハ其ノ届出アリタル住所ニ之ヲ送付ス
第十五條 當會社ハ毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄株券ノ名義書換ヲ停止ス

臨時株主總會ノ公告ヲ發シタル時ハ其ノ翌日ヨリ前項ノ規定ヲ適用ス

第三章 株主總會

第十六條 株主總會ハ定時及臨時ノ二種トス

定時株主總會ハ毎年五月ニ之ヲ開キ、臨時株主總會ハ取締役又ハ監查役ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ法律ノ規定ニ依リ株主ノ請求アリタル時之ヲ開ク

第十七條 株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第十八條 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得、但シ代理人ハ當會社ノ株主タルヲ要ス

第十九條 株主總會ノ議長ハ社長又ハ常務取締役之ニ任ス

若シ社長又ハ常務取締役差支アル時ハ他ノ取締役之ヲ代行ス

第二十條 株式總會ノ議事ハ法律ニ別段ノ定メアル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

第二十一條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主貳名以上署名又ハ調印シテ之ヲ當會社ニ保存ス

第四章 役員

第二十二條 當會社ノ取締役ハ七名以内トシ監查役ハ五名以内トス

第二十三條 取締役ハ壹百株以上ヲ監查役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十四條 取締役ノ任期ハ參ヶ年トシ監查役ノ任期ハ貳ヶ年トス

第二十五條 取締役監查役ノ任期ハ其ノ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會終結ニ至ル迄之ヲ伸長スルモノトス

第二十六條 取締役ハ在任中自己所有ノ當會社株式壹百株ヲ監查役ニ供託スルモノトス

第二十七條 取締役又ハ監查役ニ缺員アルモ法定員數ヲ缺カス且業務ニ差支ナキ時ハ補缺選任ヲ行ハサルコトヲ得

第二十八條 補缺選任ニ當選シタル取締役及監查役ノ任期ハ前任者ノ任期間トス

第二十九條 取締役會ハ社長壹名常務取締役貳名ヲ互選社長ハ會社諸般ノ業務ヲ統轄シ常務取締役ハ社長ヲ補佐シ事務ヲ處理ス

第三十條 取締役會ノ決議ニ依リ顧問相談役又ハ支配人ヲ置クコトヲ得

第三十一條 監查役ノ互選ヲ以テ常任監查役壹名ヲ置クコトヲ得

第三十二條 取締役及監查役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム

第五章 計 算

第三十三條 當會社ハ毎年四月末日ヲ以テ計算期トス

第三十四條 當會社ノ損益計算ハ每期總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ之ヲ左ノ順次ニ依リ處分ス

シ常務取締役ハ社長ヲ補佐シ事務ヲ處理ス

第三十條 取締役會ノ決議ニ依リ顧問相談役又ハ支配人ヲ置クコトヲ得

第三十一條 監査役ノ互選ヲ以テ常任監査役壹名ヲ置クコトヲ得

第三十二條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム

第五章 計 算

第三十三條 當會社ハ毎年四月末日ヲ以テ計算期トス

第三十四條 當會社ノ損益計算ハ每期總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ之ヲ左ノ順次ニ依リ處分ス

一、法定積立金

二、役員賞與金

三、使用人退職慰勞積立金

四、株主配當金

計算ノ都合ニヨリ利益金ノ一部又ハ全部ヲ次期ニ繰リ越スコトヲ得

第三十五條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金五千圓以內トス

昭和十一年七月

以 上